

36協定のとびき

時間外労働・休日労働をするときは、36協定が必要です



労働基準法第36条第1項（時間外及び休日の労働）

使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、第32条から第32条の5まで若しくは第40条の労働時間又は前条の休日に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。ただし、坑内労働その他命令で定める健康上特に有害な業務の労働時間の延長は、1日について2時間を超えてはならない。



編集・発行

自治労 労働局

〒102-8464 東京都千代田区六番町1 自治労会館内

☎03-3263-0272

2007年6月発行